

○国土交通省告示第八百九十八号

家賃債務保証業者登録規程を次のように定める。

平成二十九年十月二日

国土交通大臣 石井 啓一

## 家賃債務保証業者登録規程

### 目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 登録（第三条―第十条）

第三章 業務（第十一条―第二十五条）

第四章 監督（第二十六条―第二十九条）

第五章 雑則（第三十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この規程は、家賃債務保証業を営む者の登録に関し必要な事項を定めることにより、その業務の適正な運営を確保し、家賃債務保証の健全な発達を図ることを通じて、もって賃貸住宅の賃借

人その他の者の利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において「家賃債務保証業」とは、賃貸住宅の賃借人（以下単に「賃借人」という。）の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務（以下「家賃債務」という。）を保証することを業として行うことをいう。

2 この規程において「家賃債務保証業者」とは、次条第一項の登録を受けて家賃債務保証業を営む者をいう。

3 この規程において「保証委託契約」とは、家賃債務保証業者が賃借人と締結する契約であつて、当該家賃債務保証業者が当該賃借人の家賃債務を保証することを当該賃借人が委託することを内容とするものをいう。

4 この規程において「保証契約」とは、家賃債務保証業者が賃借人の委託を受けて賃貸人と締結する契約であつて、当該家賃債務保証業者が当該賃借人の家賃債務を保証することを内容とするものをいう。

## 第二章 登録

(登録)

第三条 家賃債務保証業を営む者は、国土交通大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する登録の実施又は登録をしないことの決定がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその登録の実施又は登録をしないことの決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）

第四条 前条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記様式第一号による登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称及び住所

二 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の氏名及び使用人（家賃債務保証業に関し営業所又は事務所の代表者である

ものに限る。以下同じ。）があるときは、その者の氏名

三 個人である場合においては、その者の氏名及び使用人があるときは、その者の氏名

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名

五 営業所又は事務所の名称及び所在地

六 次に掲げる免許又は登録を受けている場合は、当該免許証番号又は登録番号

イ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三条第一項の免許

ロ 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三条第一項の登録

ハ 賃貸住宅管理業者登録規程（平成二十三年国土交通省告示第九百九十八号）第三条第一項の

登録

七 純資産額

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添付するものとする。

一 別記様式第二号による第六条第一項各号のいずれにも該当しない旨を誓約する書類

二 法人である場合においては、その役員及び使用人に係る運転免許証、旅券その他の本人確認に

利用できる書類の写し

三 個人である場合においては、その者及び使用人に係る運転免許証、旅券その他の本人確認に利

用できる書類の写し

四 法人である場合においては、登記事項証明書及び定款

五 個人である場合（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合に限る。）においては、その法定代理人の登記事項証明書

六 別記様式第三号による家賃債務保証業に関する内部規則及び組織体制に関する事項を記載した書類

七 別記様式第三号による家賃債務保証業に関する相談又は苦情に応ずるための体制に関する事項を記載した書類

八 別記様式第三号による求償権の行使方法に関する事項を記載した書類

九 法人である場合においては、別記様式第四号によるその役員及び使用人の職務の経歴に関する事項を記載した書類

十 個人である場合においては、別記様式第四号によるその者及び使用人の職務の経歴に関する事項を記載した書類

十一 別記様式第五号及び別記様式第六号による業務及び財産の状況に関する事項を記載した書類（登録の実施）

第五条 国土交通大臣は、第三条第一項の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録をしない場合を除くほか、次に掲げる事項を家賃債務保証業者登録簿に記載して、その登録をする

ものとする。

一 前条第一項各号（第七号を除く。第七条において同じ。）に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知するものとする。

（登録をしない場合）

第六条 国土交通大臣は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第四条第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないこととする。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 第二十八条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。）

四 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項の規定を除く。）に違反し、又は債権の取立てに当たり、貸金業法第二十一条第一項（同法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に掲げる暴力団員又は同号に掲げる暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

七 家賃債務保証業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれのあると認めると足りる相当の理由がある者

八 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するものに該当するもの

九 法人でその役員又は使用人のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの

十 個人でその使用人のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの

十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

- 十二 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者
- 十三 純資産額が一千万円に満たない者
- 十四 第四条第二項第四号及び第六号から第十一号までに掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合しない者
  - イ 法人である場合にあつては、定款の内容が法令に適合していること。
  - ロ 民法（明治二十九年法律第八十九号）及び個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）等の家賃債務保証の実施に関する法令等を遵守させるために必要な研修その他の措置が講じられていること。
  - ハ 求償権の行使方法が適切であること。
  - ニ 家賃債務保証業に関する相談又は苦情に応ずるための体制が整備されていること。
  - ホ 法人である場合にあつては、家賃債務保証業の業務を五年以上継続して行っていること又は常務に従事する役員のうち、家賃債務保証業の業務に三年以上従事した経験を有する者があつること。
  - ヘ 個人である場合にあつては、その者が家賃債務保証業の業務に三年以上従事した経験を有すること。
  - ト 使用人が家賃債務保証業の業務に一年以上従事した経験を有すること。



2 国土交通大臣は、前項の規定により登録をしないときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知するものとする。

（変更の届出及び登録）

第七条 家賃債務保証業者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は同条第二項に規定する添付書類（同項第十一号に掲げるものを除く。）の記載事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をする場合には、第四条第二項に規定する添付書類のうちその記載事項が変更されたものを添付しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による届出（第四条第一項各号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）を受けたときは、当該届出に係る事項が前条第一項のいずれかに該当する場合を除き、当該事項を家賃債務保証業者登録簿に記載して、変更の登録をするものとする。

（家賃債務保証業者登録簿の閲覧）

第八条 国土交通大臣は、家賃債務保証業者登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

（廃業等の届出）

第九条 家賃債務保証業者が次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあっては、その事実を知った日）から三十日以内に、その旨を別

記様式第七号により、国土交通大臣に届け出なければならない。

一 家賃債務保証業者である個人が死亡した場合 相続人

二 家賃債務保証業者である法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

三 破産手続開始の決定を受けた場合 破産管財人

四 家賃債務保証業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合

清算人

五 家賃債務保証業を廃止した場合 家賃債務保証業者であった個人又は家賃債務保証業者であった法人を代表する役員

2 家賃債務保証業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、第三条第一項の登録は、その効力を失う。

(名義貸しの禁止)

第十条 家賃債務保証業者は、自己の名義をもって、他人に家賃債務保証業を営ませてはならない。

### 第三章 業務

(業務処理の原則)

第十一条 家賃債務保証業者は、賃借人その他の者の権利利益を侵害することがないよう、適正にその業務を行わなければならない。

(証明書の携帯等)

第十二条 家賃債務保証業者は、家賃債務保証業の業務に従事する使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。

2 家賃債務保証業者の使用人その他の従業者は、家賃債務保証業の業務を行うに際し、賃借人その他の関係者から請求があつたときは、前項の証明書を提示しなければならない。

(暴力団員等の使用の禁止)

第十三条 家賃債務保証業者は、暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用してはならない。

(虚偽告知等の禁止)

第十四条 家賃債務保証業者は、保証委託契約の締結について勧誘をするに際し、又は保証委託契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、賃借人又はその保証人(賃借人又はその保証人となるうとする者を含む。)に対し、虚偽のことを告げ、又は保証委託契約の内容のうち重要な事項を告げない行為をしてはならない。

(誇大広告等の禁止)

第十五条 家賃債務保証業者は、その家賃債務保証業の業務に関して広告をするときは、保証の条件について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認さ

せるような表示をしてはならない。

（契約の締結の制限）

第十六条 家賃債務保証業者は、保証委託契約において、保証債務の弁済により有することとなる求償権に基づき、賃借人又はその保証人が支払うべき損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第九条（第二号に係る部分に限る。）の規定によりその一部が無効となるものを定めてはならない。

（契約締結前の書面の交付及び説明）

第十七条 家賃債務保証業者は、保証委託契約を締結しようとする場合には、当該保証委託契約を締結するまでに、その相手方となろうとする者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を提供して説明しなければならない。

一 家賃債務保証業者の商号、名称又は氏名、住所及び電話番号

二 登録番号及び登録年月日

三 保証期間

四 保証の範囲

五 保証の限度額

六 保証委託料（保証委託契約を更新する場合における料金を含む。次条第七号において同じ。）

七 保証委託契約の契約期間の中途において当該保証委託契約の解除をすることとなった場合における保証料の返還に関する事項

八 求償権の行使に関する事項

九 事前求償に関する定めがあるときは、その定めの内容

十 違約金又は損害賠償の額に関する定めがあるときは、その定めの内容

2 家賃債務保証業者は、前項（次項において準用する場合を含む。）の規定により説明をしたときは、その結果を記録し、保証委託契約の終了の日から起算して三月を経過する日までの間、保存しなければならない。ただし、保証委託契約を結ぶに至らなかった場合については、これを保存することを要しない。

3 第一項の規定は、家賃債務保証業者が家賃債務保証業の業務を他の者に委託する場合について準用する。

（契約締結時の書面の交付）

第十八条 家賃債務保証業者は、保証委託契約を締結した場合には、その相手方に、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供しなければならない。

当該書面又は電磁的記録に記載した事項を変更したときも、同様とする。

一 家賃債務保証業者の商号、名称又は氏名、住所及び電話番号

二 登録番号及び登録年月日

三 契約年月日

四 保証期間

五 保証の範囲

六 保証の限度額

七 保証委託料

八 保証委託契約の契約期間の中途において当該保証委託契約の解除をすることとなった場合における保証料の返還に関する事項

九 求償権の行使に関する事項

十 事前求償に関する定めがあるときは、その定めの内容

十一 違約金又は損害賠償の額に関する定めがあるときは、その定めの内容

(求償権の行使時の書面の交付等)

第十九条 家賃債務保証業者は、賃借人又はその保証人（第二十一条において「賃借人等」という。

）に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、これらに次

に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 家賃債務保証業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号
- 二 当該書面若しくは電磁的記録を送付する者の氏名又は部署の名称
- 三 保証委託契約の契約年月日
- 四 求償権の額及びその内訳

2 前項に定めるもののほか、家賃債務保証業者は、求償権を行使するに当たり、相手方の請求があったときは、当該家賃債務保証業者の商号、名称又は氏名及び当該求償権に基づく債権の回収を行う者の氏名を、その相手方に明らかにしなければならない。

(帳簿の備付け等)

第二十条 家賃債務保証業者は、その営業所又は事務所ごとに、その業務に関する帳簿(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において同じ。)を備え付け、保証委託契約を締結した賃借人ごとに保証契約について契約年月日、保証期間、当該保証契約に基づき弁済した金額を記載し、当該保証契約の終了の日から起算して三月を経過する日までの間、保存しなければならない。

(帳簿の閲覧等の請求)

第二十一条 賃借人等又は賃借人等であった者は、家賃債務保証業者に対し、前条の帳簿(これらの

者の利害に係る部分に限る。)の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、家賃債務保証業者は、当該請求が当該請求を行った者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。

(標識の掲示)

第二十二條 家賃債務保証業者は、その営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、別記様式第八号による標識を掲げなければならない。

2 第三條第一項の登録を受けていない者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

(求償権の譲渡の規制等)

第二十三條 家賃債務保証業者は、求償権を他人に譲渡するに当たっては、当該求償権に基づく債権の債務者に対し、次に掲げる事項を、書面又は電磁的記録により通知しなければならない。

一 求償権を譲り受ける者及び当該求償権に係る保証委託契約を締結した家賃債務保証業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 求償権の譲渡年月日

三 当該求償権に係る保証委託契約の締結年月日

四 譲渡する求償権の額及びその内訳



五 違約金又は損害賠償の額に関する定めがあるときは、その定めの内容

2 家賃債務保証業者は、求償権の譲渡又は求償権に基づく債権の回収の委託（以下この項において「求償権譲渡等」という。）をしようとする場合において、その相手方が次の各号のいずれかに該当する者（以下この項において「債権回収制限者」という。）であることを知り、若しくは債権回収制限者であると疑うに足りる相当な理由があるとき、又は当該求償権譲渡等の後、債権回収制限者が当該求償権について求償権譲渡等を受けることを知り、若しくは受けると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該求償権譲渡等をしてはならない。

一 暴力団員等

二 暴力団員等がその運営を支配する法人その他の団体又は当該法人その他の団体の役員、従業者その他の構成員

三 求償権に基づく債権の回収に当たり、刑法又は暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれ  
が明らかである者

（分別管理）

第二十四条 家賃債務保証業者は、賃貸人に支払うべき家賃その他の金銭を賃借人から受領した場合には、自己の固有財産と分別して管理しなければならない。

（国土交通大臣への報告）

第二十五条 家賃債務保証業者は、毎事業年度の終了後三月以内に、その業務及び財産の管理状況を別記様式第九号により、国土交通大臣に報告しなければならない。

#### 第四章 監督

(報告又は資料の提出)

第二十六条 国土交通大臣は、家賃債務保証業の業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、家賃債務保証業者に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。(指導等)

第二十七条 国土交通大臣は、家賃債務保証業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該家賃債務保証業者に対し、その業務の適正な運営を確保するため、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

- 一 第十条から第十二条まで及び第十四条から第二十四条までの規定に違反したとき。
  - 二 業務に関し、賃借人その他の者に損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれが大であるとき。
  - 三 業務に関し、公正を害する行為をしたとき、又は公正を害するおそれが大であるとき。
  - 四 業務に関し他の法令に違反し、家賃債務保証業者として不相当であると認められるとき。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による指導、助言及び勧告をしたときは、その旨を公表することができる。

(登録の取消し)

第二十八条 国土交通大臣は、家賃債務保証業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、  
第三条第一項の登録を取り消すものとする。

一 第六条第一項第一号若しくは第四号から第十四号までのいずれかに該当するに至ったとき、又は登録の時点において同項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。

二 不正の手段により第三条第一項の登録を受けたとき。

三 正当な理由なく第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第十三条の規定に違反したとき。

五 正当な理由なく第二十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 第二十六条の規定による国土交通大臣の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

七 前条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同項の規定による指導、助言及び勧告に従わなかったとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

3 第六条第二項の規定は、第一項の規定による登録の取消しがあつた場合について準用する。

(登録の抹消)

第二十九条 国土交通大臣は、家賃債務保証業者について第三条第二項若しくは第九条第二項の規定により登録が効力を失ったとき、又は前条の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消するものとする。

## 第五章 雑則

### (権限の委任)

第三十条 この規程に規定する国土交通大臣の権限は、家賃債務保証業者又は第三条第一項の登録を受けようとする者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任することができる。

2 第二十六条及び第二十七条に掲げる権限で家賃債務保証業者の主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所（以下この項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も当該権限を行うことができる。

### 附 則

この告示は、平成二十九年十月二十五日から施行する。

# 登録申請書

(第一面)

家賃債務保証業者登録規程第4条第1項の規定により、家賃債務保証業者の登録の申請をします。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長 殿  
沖縄総合事務局長

申請者 商号又は名称  
住 所  
氏 名 印  
(法人にあつては、代表者の氏名)  
電 話 番 号  
ファクシミリ番号

受付番号 ※  受付年月日 ※  申請時の登録番号 ( )

登録の 種類 <input type="checkbox"/> 1. 新規 2. 更新	※	登録番号	国土交通大臣登録( ) 第	号
	※	登録年月日	年 月 日	
	※	有効期間	年 月 日から	年 月 日まで
	(有効期間: 年 月 日～ 年 月 日)			

項番 ◎ 商号又は名称及び住所

11	法人番号	<input type="text"/>
	フリガナ	<input type="text"/>
	商号又は 名 称	<input type="text"/>
	住 所	<input type="text"/>

法人・個人の別  
 1. 法人  
 2. 個人

確認欄  
※

12 ◎ 代表者又は個人に関する事項

役名コード	<input type="text"/>
フリガナ	<input type="text"/>
氏 名	<input type="text"/>
生年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

確認欄  
※

13 ◎ 既に有している免許又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
宅地建物取引業法第3条第1項の 免許	<input type="text"/>	<input type="text"/>
貸金業法第3条第1項の登録	<input type="text"/>	<input type="text"/>
賃貸住宅管理業者登録規程第3条1項 の登録	<input type="text"/>	<input type="text"/>

確認欄  
※

14 ◎ 純資産額 (千円)

<input type="text"/>
----------------------

確認欄  
※

受付番号

※

申請時の登録番号

( )

項番

◎ 第4条第1項第2号に規定する役員に関する事項

21

役名コード	:	
フリガナ	:	
氏名	:	
生年月日	-	年 月 日

確認欄

※

21

役名コード	:	
フリガナ	:	
氏名	:	
生年月日	-	年 月 日

確認欄

※

21

役名コード	:	
フリガナ	:	
氏名	:	
生年月日	-	年 月 日

確認欄

※

21

役名コード	:	
フリガナ	:	
氏名	:	
生年月日	-	年 月 日

確認欄

※

21

役名コード	:	
フリガナ	:	
氏名	:	
生年月日	-	年 月 日

確認欄

※

21

役名コード	:	
フリガナ	:	
氏名	:	
生年月日	-	年 月 日

確認欄

※

21

役名コード	:	
フリガナ	:	
氏名	:	
生年月日	-	年 月 日

確認欄

※

21

役名コード	:	
フリガナ	:	
氏名	:	
生年月日	-	年 月 日

確認欄

※



# 誓 約 書

申請者、申請者の役員、申請者の使用人、法定代理人及び法定代理人の役員は、家賃債務保証業者登録規程第6条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

商号又は名称	
氏 名	印
法定代理人	]
商号又は名称	
氏 名	印

地方整備局長  
北海道開発局長 殿  
沖縄総合事務局長



## 家賃債務保証業に係る内部規則及び組織体制等について

家賃債務保証業者登録規程第4条第2項第6号から第8号までに規定する書類については、下記の内容であることに相違ありません。

## 記

## 1 内部規則の整備状況

(1) 内部管理態勢に関する事項	内部規則等の該当条文（注）
ア 内部監査部門等の機能が十分に発揮できる態勢が定められている。	
イ 反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらを排除していくことを決定した基本方針を社内外に宣言するとともに、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けている。	
(2) 法令等遵守（コンプライアンス）に関する事項	内部規則等の該当条文（注）
ア 法令等遵守の責任部署が明確化されている。	
イ 法令等遵守に係る基本的な方針が定められている。	
ウ 具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）が定められている。	
エ 行動規範（倫理規定、コンプライアンス・マニュアル等）が定められている。	
オ 法令等遵守のための研修を実施している。	
(3) 反社会的勢力による被害の防止に関する事項	内部規則等の該当条文（注）
ア 反社会的勢力への対応の責任部署が明確化されている。	
イ 反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消できるよう取組むことが定められている。	
ウ 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の責任部署を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が定められている。	
エ 反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せることなく経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしている。	
(4) 顧客情報管理態勢に関する事項	内部規則等の該当条文（注）
ア 顧客に関する情報管理の責任部署が明確化されている。	
イ 法令及び業界団体の自主規制規則等を踏まえ、適切な顧客に関する情報管理のための方法及び組織体制の確立等が具体的に定められている。	
ウ 顧客に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱いが定められている。	
エ 情報漏えい等が発生した場合は、その原因を分析し、再発防止に向けた対策を講じることとしている。	
(5) 相談及び苦情への対応態勢に関する事項	内部規則等の該当条文（注）
ア 苦情対応の責任部署が明確化されている。	
イ 法令及び業界団体の自主規制規則等を踏まえ、苦情等に対し迅速・公平かつ適切な対応・処理を可能とするよう、苦情等に係る担当部署、その責任・権限及び苦情等処理手続が定められている。	
ウ 役職員が内部規則等に基づき、苦情等への対応を適切に行うよう、研修等により周知徹底を図っている。	
エ 行動規範（倫理規定、コンプライアンス・マニュアル等）が定められている。	

(第二面)

(6) 求償権の適切な行使方法に関する事項	内部規則等の該当条文 (注)
ア 賃借人からの承諾を得ているなど正当な理由がある場合を除き、深夜又は早朝等、社会通念に照らして不適当な時間帯に訪問・電話等を禁止している。	
イ 賃借人からの承諾を得ているなど正当な理由がある場合を除き、契約者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送信し、若しくはFAXを送信し、又は訪問することを禁止している。	
ウ 緊急性が高いなど正当な理由がある場合を除き、無断で物件に立ち入ることを禁止している。	
エ 裁判所における手続きによる場合など正当な理由がある場合を除き、賃貸借契約上の解除権を代理行使することを禁止している。	
オ 貼り紙、文書掲示等により、契約者に賃料債務又は求償債務の滞納が生じている事実を契約者以外の第三者に明らかにすることを禁止している。	
カ 賃借人から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないことを禁止している。	
キ 物件への入居を完全に排除する物理的な措置を講じることを禁止している。	
ク 物件の明渡完了前に動産の搬出・処分を行うことを禁止している。	
ケ 契約者等に対し、(6) アイオカのいずれかに掲げる言動をすることを告げることを禁止している。	
コ 契約者等の動産を適法に移動・保管できる場合であっても、その保管状況等について一切の責任を負わない旨を約定することを禁止している。	

(注) 内部規則等の写しを添付すること。

## 2 苦情・相談発生時の体制等

### (1) 苦情・相談担当部門

担当部門名	
電話番号	

### (2) 苦情・相談対応責任者

役職名	
-----	--

## 3 研修の実施状況

法令等を遵守するための研修の実施方法及び実施(予定)時期

実施方法 (複数回答可)	a. 自社内研修を実施 (実施(予定)時期) b. 外部研修に参加 (実施(予定)時期) c. 通信教育 (実施(予定)時期) d. その他 (実施(予定)時期)
-----------------	--

年 月 日  
商号又は名称  
氏名  
〔 法定代理人  
商号又は名称  
氏名

印  
印

地方整備局長  
北海道開発局長 殿  
沖縄総合事務局長

### 実務経験者証明書

下記のとおり、家賃債務保証業者登録規程第6条第1項第14号ホからトまでに規定する者（実務経験者）を置いていることに相違ありません。

年 月 日

申請者

印

地方整備局長  
北海道開発局長 殿  
沖縄総合事務局長

#### 記

事務所等の名称	実務経験者の氏名 (生年月日)	実務経験年数
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

実務経験者の経歴は別表のとおり。

備考

- ① 本証明書は、第6条第1項第14号ホからトまでに規定する者（常務に従事する役員及び事務所等ごとに置く使用人等）について作成すること。
- ② 実務経験者が第6条第1項第14号ホからトまでに規定する要件を備えていることを証する書面（別表）を添付すること。

## 実務経験者証明書（別記様式第四号別表）

## 実務経験者業務経歴書

氏名					
期 間	実務経験年数	業 務 の 内 容			
自 年 月 至 年 月	満 年 月	<input type="checkbox"/> 商品企画	<input type="checkbox"/> 保証審査	<input type="checkbox"/> 契約管理	<input type="checkbox"/> 督促・回収
		<input type="checkbox"/> 相談対応	<input type="checkbox"/> 代理店管理	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
自 年 月 至 年 月	満 年 月	<input type="checkbox"/> 商品企画	<input type="checkbox"/> 保証審査	<input type="checkbox"/> 契約管理	<input type="checkbox"/> 督促・回収
		<input type="checkbox"/> 相談対応	<input type="checkbox"/> 代理店管理	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
自 年 月 至 年 月	満 年 月	<input type="checkbox"/> 商品企画	<input type="checkbox"/> 保証審査	<input type="checkbox"/> 契約管理	<input type="checkbox"/> 督促・回収
		<input type="checkbox"/> 相談対応	<input type="checkbox"/> 代理店管理	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
自 年 月 至 年 月	満 年 月	<input type="checkbox"/> 商品企画	<input type="checkbox"/> 保証審査	<input type="checkbox"/> 契約管理	<input type="checkbox"/> 督促・回収
		<input type="checkbox"/> 相談対応	<input type="checkbox"/> 代理店管理	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
自 年 月 至 年 月	満 年 月	<input type="checkbox"/> 商品企画	<input type="checkbox"/> 保証審査	<input type="checkbox"/> 契約管理	<input type="checkbox"/> 督促・回収
		<input type="checkbox"/> 相談対応	<input type="checkbox"/> 代理店管理	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
自 年 月 至 年 月	満 年 月	<input type="checkbox"/> 商品企画	<input type="checkbox"/> 保証審査	<input type="checkbox"/> 契約管理	<input type="checkbox"/> 督促・回収
		<input type="checkbox"/> 相談対応	<input type="checkbox"/> 代理店管理	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
小 計 (累 計)	満 年 月 (満 年 月)	/		/	
上記の者は、上記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。					
年 月 日					
証明者				印	
証明を得ることができない場合	その理由			証明者と被証明者の関係	

## 備考

- ① 「業務の内容」の欄は、本人が従事した家賃債務保証業に関する業務を全て選択すること。
- ② 実務経験の証明は、第6条第1項第14号ホからトまでに該当する実務経験者に限り必要とし、証明者ごとに作成すること。
- ③ 「小計」の欄は、「実務経験年数」の欄に記載した年数を月単位で通算して記載すること。  
ただし、期間が重複している場合でも実期間で通算すること。複数枚に及ぶ場合は頁毎に累計を記載すること。
- ④ 同時期に2以上の業務を担当した場合には、従事した期間が重複することのないよう留意して記載すること。



### 直前の事業年度の財産の状況に関する書面

法人の場合

別添の貸借対照表及び損益計算書のとおりです。

個人の場合

以下のとおりです。

年 月 日現在

資 産	価 格	摘 要
資 産 現 金 預 金 有 価 証 券 未 収 入 金 土 地 建 物 備 品 権 利 そ の 他 計 ( A )		
負 債 借 入 金 未 払 金 預 り 金 前 受 金 そ の 他 計 ( B )		
純資産 (A) - (B)		

備 考

- ① 「法人の場合」または「個人の場合」の欄にチェックを付すこと。なお、法人の場合は直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書を添付し、個人の場合は本書面により財産の状況について記載すること。
- ② 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権その他の無形固定資産をいう。

年 月 日

商号又は名称

氏名

[ 法定代理人  
商号又は名称  
氏名 ]

印

印

地方整備局長  
北海道開発局長 殿  
沖縄総合事務局長

# 廃業等届出書

家賃債務保証業者登録規程第9条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長 殿  
沖縄総合事務局長

届出者 住所

氏名

印

受付番号 \*  受付年月日 \*  届出時の登録番号 ( )

届出の理由	1. 死亡      2. 合併による消滅      3. 破産手続開始の決定 4. 解散      5. 廃業
商号又は名称	
氏 名 (法人にあっては、 代表者の氏名)	
主たる事務所の所在地	
届出事由の生じた日	
家賃債務保証業者と 届出人との関係	1. 相続人   2. 元代表役員   3. 破産管財人   4. 清算人   5. その他

## 備考

- ① 届出者は、\*印の欄には記入しないこと。
- ② 「届出の理由」及び「家賃債務保証業者と届出人との関係」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- ③ 死亡の場合にあっては、「届出事由の生じた日」の欄に死亡の事実を知った日を付記すること。

標 識

家 賃 債 務 保 証 業 者 票	
登 録 番 号	国土交通大臣（ ）第 号
登 録 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
主たる事務所の所在地	電話番号（ ）

35 cm 以上

30 cm 以上



# 業務等状況報告書

家賃債務保証業者登録規程第25条の規定により、次のとおり報告します。

年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長 殿  
沖縄総合事務局長

報告者 住 所  
商号又は名称  
氏 名

印

受付番号 \*  受付年月日 \*  報告時の登録番号 ( )

## 1 業務の状況

期 間	年 月 日	から	年 月 日	までの1年間
		報告基準日		年 月 日
家賃債務保証委託契約の実績	保有契約件数		件	
	新規契約件数		件	
従事従業者数				人
その他報告事項				

## 2 財産の管理状況

受領した家賃等の分別管理の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃貸人ごとに受領家賃等を信託管理</li> <li>・ 賃貸人ごとに家賃等受領口座を区分</li> <li>・ 自社集金口座において、賃貸人ごとに勘定を区分</li> <li>・ 会計ソフトウェアを用いて賃貸人ごとに区分管理</li> <li>・ 月締めで賃貸人に受領家賃等を送金</li> <li>・ 家賃等の受領事務なし</li> <li>・ その他 ( )</li> </ul>
その他保全措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者機関の預り金保証制度により保全</li> <li>・ 家賃等の受領事務なし</li> <li>・ その他 ( )</li> </ul>

## 3 純資産

純資産額	千円	報告基準日
		年 月 日

### 備考

- ①届出者は、\*印の欄には記入しないこと。
- ②財産の管理状況は、該当する選択肢の全てに○を記入し、「その他」については具体的状況を記述すること。
- ③直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。